



利用料金が医療費控除として適用されます。

健康づくりセンターは、厚生労働省認定の『指定運動療法施設』です。医師により、運動処方せんを発行された方が利用された場合、**利用料金が医療費控除**として適用され、**所得税の還付**を受けることができます。

■厚生労働大臣認定「健康増進施設」とは？

健康増進のための運動を安全かつ適切に行うことのできる施設のことです。

■厚生労働省認定「指定運動療法施設」とは？

医師が交付した運動処方せんをもとに、運動指導を行える環境・人材・設備が整った施設のことです。運動療法を目的に「指定運動療法施設」をご利用になると所得税の「医療費控除」の対象になります。

■「指定運動療法施設」と他の運動施設との違いは？

- 健康づくりセンター「指定運動療法施設」は、運動や各種測定を行う設備が整っています。
- 健康運動指導士、健康運動実践指導者など、専門の人材がそろっています。
- 日本医師会認定の健康スポーツ医と提携を行っており、随時指導・助言を受けることができます。
- 運動療法実施に係る一回ごとの施設利用料金（5,000円以内）が設定されています。（会員以外の方でも施設をご利用いただけます）

■控除の対象となる疾病

- 高血圧、高脂血症、糖尿病、虚血性心疾患等の生活習慣病。
- 腰痛や関節痛等の整形疾患。
- その他、運動療法を行うのが適当であると医師が判断した疾患。

※該当年の1/1～12/31までに健康づくりセンターの利用料金および、生計を立てている家族にかかった医療費も含め、その総額が10万円以上かかった場合です。

■医療費控除の流れ

※領収書の再発行は出来ませんので大切に保管して下さい。

